

○茨城県立医療大学外国人教員の任期に関する規程

〔 平成7年3月20日 〕
〔 医療大訓第5号 〕
改正 平成19年1月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）第2条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学において任用する外国人の教授，准教授，講師及び助教（以下「外国人教員」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 外国人教員は、任期を定めないで任用することができる。

2 外国人教員を任期を定めて任用する場合には、その任期は教授会の議に基づき学長が定める。

3 前項の規定は、再任に準用する。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。